

# 契約書(案)

秋田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇社（以下「乙」という。）とは、次とのおり複写サービスに関する契約を締結する。

## （契約の目的）

第1条 この契約は、乙が電子複写機（以下「複写機」という。）を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼働するよう機器の保守および消耗品（用紙およびステープル針は除く。）の供給を行い、甲がこれに対して複写サービス料金を支払うことを目的とする。

## （契約期間）

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

## （複写機の仕様および業務内容）

第3条 複写機の仕様および業務内容等は、別紙仕様書のとおりとする。

## （契約単価）

第4条 複写1枚あたりの単価（以下「契約単価」という。）は次に掲げるとおりとする。ただし、取引に係る消費税および地方消費税の額は含まない。

- (1) 白黒 金 円 錢
- (2) カラー 金 円 錢

2 契約単価には、次に掲げる経費を含むものとする。

- (1) 複写機の搬入、搬出、設定等に係る経費
- (2) 複写機の保守に係る経費
- (3) トナー等の消耗品（用紙およびステープル針を除く。）の供給に係る経費

3 基本料金および最低料金の設定は行わない。

## （契約保証金）

第5条 契約保証金は、秋田市財務規則第128条第1項第 号の規定により、免除する。（又は、金 円とする。）

(複写サービス料金の請求)

第6条 乙は、月末日において甲の指示する者の確認を受けて複写枚数を算出し、その枚数に契約単価を乗じて得た額に、取引に係る消費税および地方消費税の額を加算した金額を、甲に対し、請求書により請求するものとする。ただし、請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

- 2 乙の社員が複写機の保守により使用した枚数および複写不良があった枚数は、前項の複写枚数から控除するものとする。ただし、複写不良については、乙の責めに帰すべき事由によるものである場合に限る。

(複写サービス料金の支払)

第7条 甲は、前条による料金の請求があった日から30日以内（以下「支払約定期間」という。）に支払うものとする。ただし、請求書が正当であると認められないときは、この限りではない。

- 2 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により料金の支払を遅延した場合は、甲に対し、支払約定期間満了日の翌日から支払の日まで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定した率で計算して得た金額を遅延利息として請求することができる。ただし、その金額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。なお、天災その他やむを得ない事由により支払約定期間に支払をしない場合は、当該事由の継続する期間は、支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に含めない。

(調査等)

第8条 甲は、業務の実施状況について、隨時に調査し必要な報告を求め、監査できるとともに、業務の実施について必要な指示をすることができる。

(追完請求権)

第9条 複写機の設置後、本契約により定められた内容に適合しないものが確認された場合（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対してその修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、履行の追完を請求することができない。ただし、乙がその内容、指示等が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

#### (代金減額請求権)

第10条 契約不適合のある場合、甲は相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、乙が履行の追完が不能であるとき、又は履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

2 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による代金の減額の請求をすることができない。ただし、乙がその内容および指示等が不適当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りでない。

#### (保険)

第11条 乙は、複写機につき、乙の費用で動産総合保険を付保するものとする。

#### (損害の負担)

第12条 甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合、乙は、その賠償を甲に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は、甲に請求しないものとする。

3 乙の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合、乙は、その損害を賠償しなければならない。

#### (権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

#### (契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (2) 乙が期限内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (3) 検査に際し、検査に携わる職員の職務の執行を妨げたとき。
- (4) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(5) 乙又は乙の代理人が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除する理由を明らかにした文書をもって乙にその旨を通知しなければならない。

(予算の減額又は削減に伴う解除等)

第15条 甲は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除等があったときは、契約の変更又は解除をすることができる。この場合、乙は、契約の変更又は解除により生じた損害の賠償および契約の変更又は解除がなかった場合に生じ得た料金の支払について甲に請求することはできないものとする。

2 甲は、前項により契約の変更又は解除をするときは、文書をもって乙にその旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務の実施に当たり知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他関係法令等に定める事項を遵守しなければならない。

(訴訟等)

第18条 この契約にかかる訴訟の提起又は調定の申立てについては、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

秋田市山王一丁目1番1号  
甲 秋田市  
秋田市長 沼 谷 純

○○○○○  
乙 ○○○○社  
○○○○○

# 仕様書

## 1 業務概要

- (1) 件名 複写サービス契約（秋田市選挙管理委員会）
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
- (3) 設置台数 2台
- (4) 履行場所 秋田市選挙管理委員会事務局（秋田市山王一丁目1番1号）

## 2 複写機の仕様等

- (1) デジタル機とすること。
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第2項第2号の規定による特定調達物品であること。
- (3) 設置時の寸法が、2台合わせて幅2,500mm以下×奥行き750mm以下の機器であること。
- (4) 給紙トレイを4以上有すること。
- (5) 多重手差し給紙が可能であること。
- (6) A3版の複写（原寸大）が可能であること。
- (7) 1分間にモノクロ45枚、カラー45枚を複写できること。
- (8) 書き込み解像度は1,200×1,200dpi以上であること。
- (9) 自動両面原稿送り機能を有すること。
- (10) 25%～400%の複写倍率を設定できること。
- (11) 電子ソート機能（オフセット処理）を有すること。
- (12) ネットワークプリンタ機能を有すること。設置にあたっては、指定するIPアドレスを設定し、近くのハブまでLANケーブルを接続すること。
- (13) ネットワークスキャナ機能を有すること。
- (14) 設置機器2台のうち1台に、自動ステープル止め機能を有すること。

## 3 推定複写枚数（単年）

機器1		機器2		合計	
白黒	カラー	白黒	カラー	白黒	カラー
25,000	8,000	23,000	3,000	48,000	11,000

上記数値は、過去の実績等から推測した今後5年間の平均値であり、使用枚数を保証するものではない。

#### 4 複写機の設置および返還

- (1) 乙は、契約後速やかに、設置する複写機の仕様書又はカタログ等を秋田市選挙管理委員会へ提出すること。
- (2) 乙は、令和8年3月31日までに複写機を履行場所に設置しなければならない。設置作業に当たっては、既設機器の撤去をする業者と十分な打合せを行い、秋田市選挙管理委員会の事務に支障のないよう配慮すること。
- (3) 甲は、履行期間が満了した場合又は契約の解除があった場合、速やかに複写機を乙に返還しなければならない。

#### 5 複写機の保守

- (1) 乙は、複写機の使用状況を常に把握し、故障が生じないよう必要に応じて点検整備および操作指導等を行うこと。
- (2) 乙は、複写機の不具合等により甲から点検修理等の要請があった場合、速やかに社員を派遣して点検等に着手し、正常な状態に回復させること。

#### 6 消耗品の供給等

- (1) 乙は、乙の社員の保守又は甲からの通知に基づき、トナー等の消耗品（用紙およびステープル針を除く。）を供給すること。
- (2) 乙は、消耗品の調達遅延による利用の中止が起きないようにすること。
- (3) 乙は、使用済みのトナーカートリッジ等を回収すること。

#### 7 複写機および消耗品の所有権

- (1) 複写機および消耗品（用紙およびステープル針を除く。）の所有権は、乙に帰属する。
- (2) 甲は、善良な管理者の注意義務をもって、乙所定の要領に従い、複写機および消耗品を使用、管理しなければならない。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

#### (派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

#### (従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

#### (適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものも含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、隨時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。